

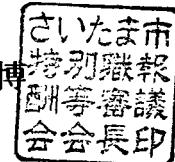
写

平成19年10月12日

さいたま市長 相川宗一様

さいたま市特別職報酬等審議会

会長 利根忠博



さいたま市市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について

(報告)

平成19年9月25日に本審議会に対し、意見を求められた市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、別紙のとおり報告します。

別紙

本審議会は、さいたま市市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、市長からさいたま市特別職報酬等審議会条例第3条の規定に基づく意見を求められました。

これを受け本審議会は、市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について各委員相互の意見交換を行いました。その主なものとして、次のような意見が出されました。

(主な意見)

- ・ 特別職職員の給料等の額を検討する際、他の政令指定都市の改定状況、あるいは、本市一般職職員給与のマイナス改定の状況を考慮する必要があること。
- ・ 現行の各政令指定都市の特別職職員の給料等の額と本市の状況を比較しても、決して高い額ではなく、平均的な額であり、妥当なものと思われること。
- ・ 特別職職員の給料等の額は、減額措置はとられているものの、平成16年以降、本市一般職職員給与のマイナス改定等の情勢の変化を踏まえ、改定をするべきこと。
- ・ 各委員から特別職職員の給料等について、「現状維持」あるいは「引下げ」との意見は聞かれるが、「引上げ」の意見はないこと。
- ・ 他の政令市の特別職職員の給料等の額の改定状況を見ると一般職職員の給与改定、あるいは、抜本的な給与制度の見直しによる給料水準の引下げ率を踏まえた改定を行うべきこと。

本審議会としましては、これらの意見を踏まえ慎重に検討を行った結果、現行の市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額については、現状維持との意見もありましたが、『引下げの改定をすべき』との結論に達しました。